

富士見市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

令和4年（2022年）3月

富士見市

はじめに

新型コロナウイルス感染症の対応において、給付金やワクチン接種の手続きなど、行政におけるデジタル化の課題が一気に表面化し、社会全体の問題として認識されました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。



このような状況を踏まえ、政府は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして掲げました。

本市では、このビジョン実現のため、国の計画及び市の上位計画である第6次基本構想・第1期基本計画、第7次行財政改革大綱の改革推進の柱である「スマート自治体への転換」と整合を図り、デジタル技術を活用して市民の利便性向上に資する行政サービスの提供とデジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることなどを目的とした「富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。この計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、パブリックコメントにおきまして、貴重なご意見やご提案をくださいました市民の皆さまには、心から御礼を申し上げます。

令和4年3月

市長 星野光弘

目次

第1章 富士見市 DX 推進計画策定の背景	1
第1節 国の動向	1
第2節 県の動向	4
第3節 富士見市を取り巻く状況	5
第4節 富士見市特有の課題	9
第2章 計画策定の目的	11
第3章 計画の位置付け	13
第4章 推進体制	14
第5章 計画期間	15
第6章 取組方針	16
第7章 取組事項	18
取組方針1 市民サービスの向上	18
取組方針2 行政運営の簡素化・効率化	20
取組方針3 地域社会のデジタル化	23
第8章 資料	25

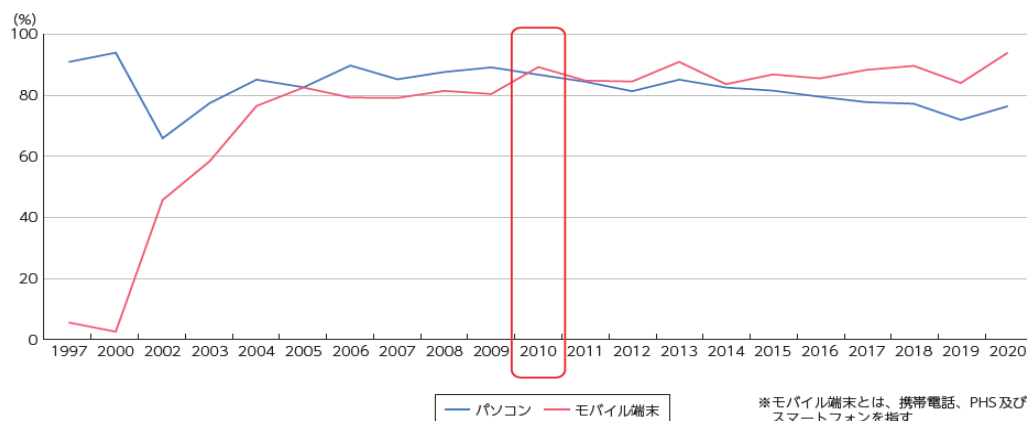
第1章 富士見市 DX 推進計画策定の背景

第1節 国の動向

(1) 日本のデジタル化の現状

総務省の「令和3年版情報通信白書」によれば、日本においてインターネットを利用する際の機器は、この10年間でモバイル端末（携帯電話、PHS、スマートフォン）がパソコンを超え（図表1-1）、特にパソコンと同等の機能が搭載されたスマートフォンの世帯保有率は、令和2年時点で8割を超えています。また、スマートフォンを含む携帯電話等の移動通信サービス状況は、令和2年12月末現在で契約数（人口普及率）が約151%となっており、場所にとらわれることなく、インターネットに接続して様々なオンラインサービスを利用することが広く浸透していることが伺えます（図表1-2）。一方で、オンラインサービス指標（Online Service Index）、人的資本指標（Human Capital Index）、通信インフラ指標（Telecommunications Infrastructure Index）の3つの指標を元に算出される国連経済社会局（UNDESA）による「世界電子政府ランキング」では、日本の順位は14位（2020年）であり、前回（2018年）の10位から順位を下げています（図表1-3、図表1-4）。今後のデジタル化を進めるためには、生産工程・配送方法の効率化をはじめとする業務改革等を伴わないプロセスへのICT¹投資、ICT人材の不足・偏在、デジタル化への不安感・抵抗感、デジタルリテラシー²の不足への対応が課題であるとされています。

＜図表1-1 インターネットを利用する際の利用機器の割合＞

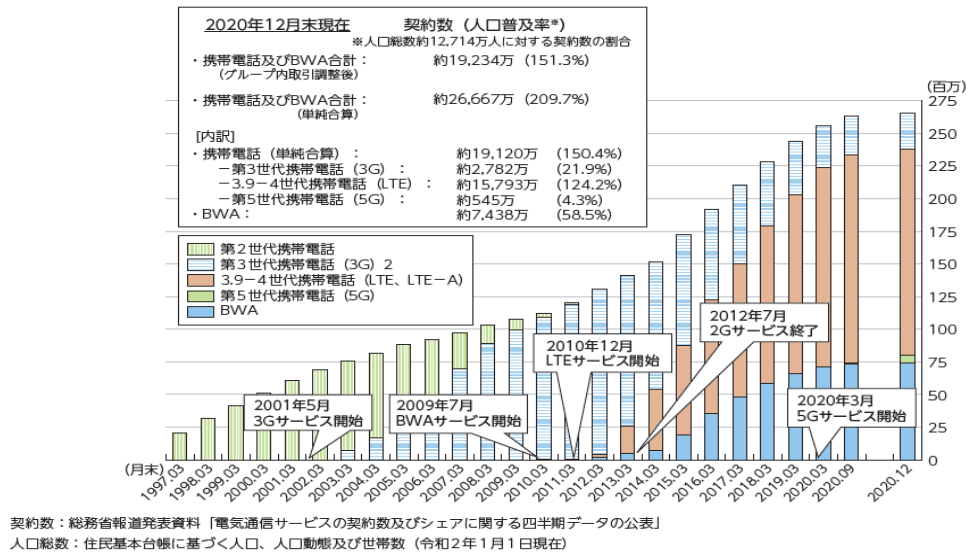


（出典）令和3年版 情報通信白書

¹ ICT(Information & Communication Technology)情報通信技術のこと。

² デジタルに関する知識、能力のこと。

<図表1-2 通信サービス加入契約数の推移>



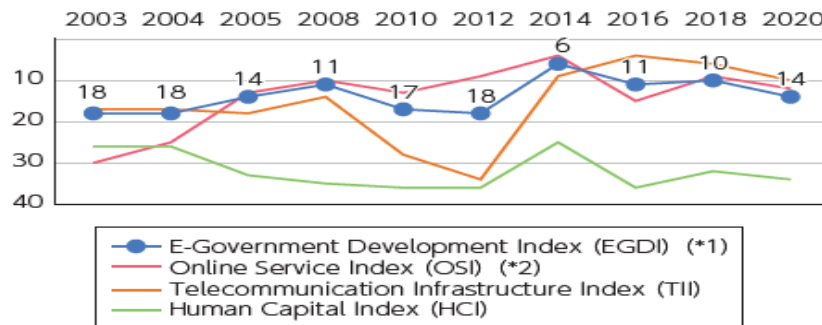
（出典）令和3年版 情報通信白書

<図表1-3 世界電子政府ランキング2020の上位10か国>

順位	国・地域	順位	国・地域
1	デンマーク	6	スウェーデン
2	韓国	7	英国
3	エストニア	8	ニュージーランド
4	フィンランド	9	米国
5	オーストラリア	10	オランダ

（出典）令和3年版 情報通信白書

<図表1-4 国連（UNDESA）「世界電子政府ランキング」における日本の順位推移>



(*1) 2001年は「E-Government Index」、2003年～2008年は「E-government readiness Index」

(*2) 2008年以前は「Web Measure Index」

（出典）令和3年版 情報通信白書

(2) 国の目指すデジタル社会

国では、新型コロナウイルス感染症の対応において、改めて地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないこと等、様々なデジタル化の遅れが明らかとなったことから、こうした遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、いわば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）³を加速化させていくこととしています。

そのため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針⁴」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、目指すビジョンを具現化するため、自治体による重点取組事項及び推進体制の構築並びに国による支援策等をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画⁵」を令和2年12月25日に策定し、着実に進めていくこととしています。

また、デジタル・トランスフォーメーションの実現に係る取り組みは、持続可能な開発目標「SDGs⁶」を実現するための手段の一つとしても捉えられており、国のSDGs推進本部が取り組む「SDGsアクションプラン2021」では、ICTの活用、デジタルデバイド⁷の解消、ビッグデータの活用といった記載がされているように、デジタル技術を使いこなし、誰もが質の高い生活を送ることのできる理想的な未来社会が描かれています。

³ 2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。英語で「Digital Transformation」と表記されるが「Trans」を「X」と略することから、「DX」と表記される。

⁴ 令和2年12月25日にデジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について政府が閣議決定した方針のこと。

⁵ 総務省が「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた計画のこと。

⁶ 2015年に国連サミットで採択された2030年までの国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指したもの。



⁷ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差のこと。

第2節 県の動向

(1) 埼玉県のための社会的背景とデジタル・トランスフォーメーションの位置付け

埼玉県は、少子高齢化が急速に進み、特に高齢化の状況は、平成27年からの10年間の後期高齢者の増加率が全国で最も高く、異次元の高齢化を迎えつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、人口が密集する首都圏の一角として、経済活動に大きな影響を受ける結果となっています。

そこで、高度なデジタル社会への変革であるデジタル・トランスフォーメーションにより、アナログをデジタルに置き換えるだけでなく、アナログではできなかったことをデジタルにより実現し、そこに新しい価値を生み出すことで、様々な社会課題を長期的なビジョンと短期的な実行の積み重ねにより解決していくこととしています。

(2) 埼玉県の目指すデジタル社会

埼玉県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、3年サイクルの見直しを行いながら、行政のデジタル化を計画的かつ着実に推進するとともに、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させ、「社会全体のデジタルトランスフォーメーションの実現による、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革を目指す」としています。

計画では、①行政手続のオンライン化、②デジタルサービスの充実、③利用者管理の一元化、④事業者DXの支援、⑤官民データ活用の推進、⑥行政事務のデジタル化、⑦システムの標準化、⑧行政機関連携、⑨デジタルインフラの整備 からなる9つの基本施策と、①セキュリティ及び個人情報の適正な運用、②利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイドの解消）、③業務継続性の確保 からなる基本施策の取組をより安全かつ確実なものとするために考慮・対処すべき3つの共通施策が規定されています。

第3節 富士見市を取り巻く状況

(1) 本市の人口構成

「富士見市人口ビジョン（令和2年5月）」によると、本市は、県内40市の比較において、0歳から14歳までの年少人口が11位、15歳から64歳までの生産年齢人口が9位に位置しています。

また、65歳以上の老年人口は30位、75歳以上の人口は27位に位置しており、県下では、高齢化の割合が低い傾向にあります（図表1-5）。

一方で、本市における65歳以上の人口割合は24.5%と、いわゆる超高齢社会⁸の状況にあり、また、年齢5歳階級別人口ピラミッドでは60代後半から70代が多くなっています（図表1-6）。

＜図表1-5 年齢区分別人口割合の県内40市比較＞

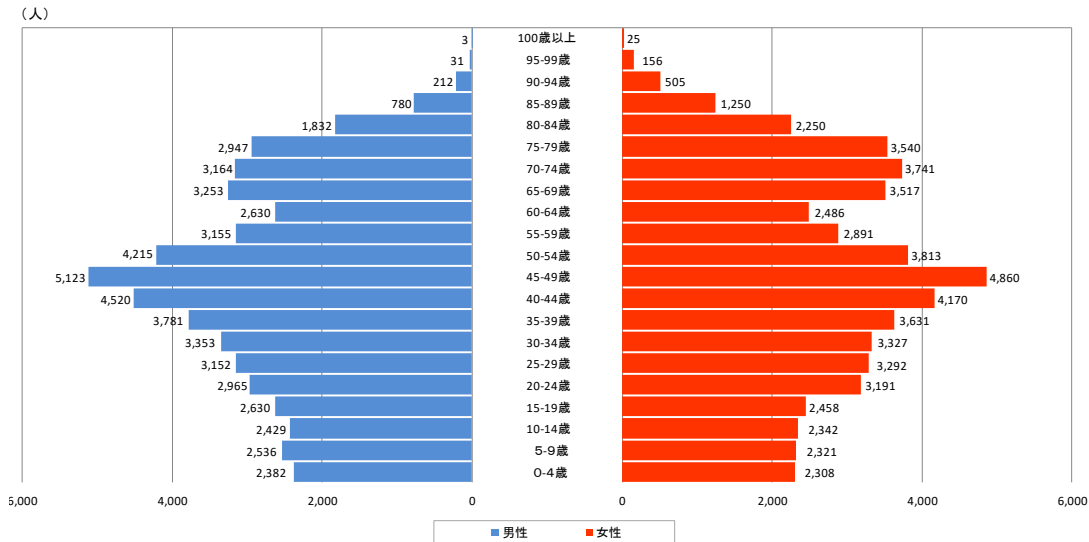
年少人口（0～14歳）			生産年齢人口（15～64歳）			老年人口（65歳以上）			75歳以上人口		
順位	市名	構成比（%）	順位	市名	構成比（%）	順位	市名	構成比（%）	順位	市区町村	構成比（%）
1	戸田市	15.0	1	戸田市	68.8	1	幸手市	33.0	1	秩父市	17.2
2	吉川市	14.8	2	和光市	68.6	2	秩父市	32.4	2	蓮田市	15.2
3	朝霞市	13.8	3	朝霞市	66.9	3	日高市	31.6	3	北本市	14.8
4	和光市	13.8	4	蕨市	66.1	4	蓮田市	31.1	4	幸手市	14.7
5	志木市	13.3	5	八潮市	64.6	5	北本市	30.7	5	狭山市	14.3
6	さいたま市	13.2	6	川口市	64.5	6	狭山市	30.5	6	桶川市	14.2
7	新座市	13.2	7	さいたま市	63.9	7	飯能市	30.4	7	春日部市	14.1
8	ふじみ野市	13.2	8	草加市	63.3	8	行田市	30.2	8	飯能市	14.0
9	越谷市	13.0	9	志木市	62.6	9	春日部市	30.0	8	日高市	14.0
10	三郷市	13.0	9	富士見市	62.6	10	久喜市	29.4	10	行田市	13.9
11	富士見市	12.9	11	越谷市	62.2	11	桶川市	28.8	11	熊谷市	13.4
12	川口市	12.7	12	吉川市	62.2	11	坂戸市	28.8	11	羽生市	13.4
13	八潮市	12.7	13	ふじみ野市	61.8	13	羽生市	28.6	13	上尾市	13.3
14	川越市	12.6	14	所沢市	61.5	13	鴻巣市	28.6	14	本庄市	13.2
15	白岡市	12.5	14	新座市	61.5	15	熊谷市	28.3	15	入間市	13.1
16	深谷市	12.4	16	川越市	61.1	15	加須市	28.3	15	久喜市	13.1
17	草加市	12.3	17	上尾市	61.0	17	入間市	28.2	17	深谷市	13.0
18	坂戸市	12.3	18	白岡市	60.8	18	深谷市	28.1	17	所沢市	12.9
19	上尾市	12.2	19	三郷市	60.7	19	東松山市	28.0	18	鴻巣市	12.9
20	日高市	12.1	20	鶴ヶ島市	60.6	20	本庄市	27.7	18	坂戸市	12.9
21	所沢市	12.0	21	本庄市	60.5	21	鶴ヶ島市	27.5	18	ふじみ野市	12.9
22	東松山市	12.0	22	加須市	60.2	22	上尾市	26.9	22	東松山市	12.7
23	鶴ヶ島市	11.9	22	羽生市	60.2	23	白岡市	26.7	22	白岡市	12.7
24	本庄市	11.8	24	熊谷市	60.1	24	所沢市	26.5	24	川越市	12.6
25	入間市	11.8	25	入間市	60.0	25	川越市	26.3	24	加須市	12.6
26	桶川市	11.8	26	東松山市	59.9	25	三郷市	26.3	24	新座市	12.6
27	熊谷市	11.6	27	鴻巣市	59.8	27	新座市	25.3	27	富士見市	12.2
28	鴻巣市	11.6	28	深谷市	59.5	28	ふじみ野市	24.9	28	越谷市	11.9
29	加須市	11.5	29	桶川市	59.4	29	越谷市	24.8	29	草加市	11.8
30	蓮田市	11.4	29	久喜市	59.4	30	富士見市	24.5	29	志木市	11.8
31	秩父市	11.3	31	春日部市	59.0	31	草加市	24.4	29	鶴ヶ島市	11.8
32	羽生市	11.3	31	坂戸市	59.0	32	志木市	24.1	32	蕨市	11.7
33	久喜市	11.3	33	行田市	58.8	33	蕨市	23.1	33	三郷市	11.4
34	春日部市	11.0	33	飯能市	58.8	34	吉川市	23.0	34	さいたま市	11.3
35	行田市	10.9	36	北本市	58.8	35	さいたま市	22.9	35	川口市	11.1
36	飯能市	10.8	36	狭山市	58.6	36	川口市	22.7	36	八潮市	10.6
37	狭山市	10.8	37	蓮田市	57.5	37	八潮市	22.7	37	吉川市	9.9
38	蕨市	10.8	38	幸手市	56.7	38	朝霞市	19.3	38	朝霞市	9.6
39	北本市	10.5	39	秩父市	56.3	39	和光市	17.7	39	和光市	8.2
40	幸手市	10.3	39	日高市	56.3	40	戸田市	16.2	40	戸田市	7.7
市部平均		12.2	市部平均		61.1	市部平均		26.7	市部平均		12.6

* 75歳以上の構成比は、全人口に対する75歳以上の人口の割合である。

（出典）富士見市人口ビジョン（令和2年5月）

⁸ 65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会のこと。

<図表1-6 年齢5歳階級別人口ピラミッド>



(出典) 富士見市人口ビジョン (令和2年5月)

(2) 本市の昼夜間人口比率と生活環境

国勢調査によると、平成27年の昼夜間人口比率⁹は、平成22年の72.4%から、74.0%に上昇しており、大型商業施設の開業等による市外からの労働者の流入が一定程度見られますが、全国的にも低い比率となっています(図表1-7、図表1-8)。

また、「富士見市人口ビジョン」の転入者アンケートの結果では、約2割の方が「いずれ引っ越したい」と考えており、その主な理由として「よりよい生活環境を求めて」が最も多く、次いで「仕事の都合」を挙げています(図表1-9)。

一方で、転出者アンケートの結果からは、実際に引っ越しをするきっかけは「仕事の都合」が44.5%と最も多く、仕事や住宅の都合など別の要素による動機が伺えます(図表1-10)。

本市は、「首都30キロメートル圏内」、「電車で池袋まで30分以内」とアクセスに優れる一方、豊かな自然と調和した生活環境が残っていることから、生活に適したベッドタウンとして、少しずつ人口が増加しています。

⁹ 常住人口に他地域からの通勤人口(流入人口)を足し、更に他地域へ通勤する人口(流出人口)を引いた人口を昼間人口という。また昼間人口に対して常住人口のことを夜間人口という。昼間人口を夜間人口で割った割合を昼夜間人口比率という。

＜図表1-7 国勢調査による昼間・夜間人口及び流入・流出人口の推移＞

各年10月1日現在

年	昼間人口	昼夜間 人口比率(%)	流 入 人 口			流 出 人 口			夜間人口
			総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	
昭 40	17,207	72.4	575	573	2	7,135	6,221	919	23,767
45	36,137	69.5	1,249	1,226	23	17,123	15,360	1,763	52,011
50	50,988	72.4	2,921	2,730	191	22,324	19,279	3,045	70,391
55	57,583	72.3	5,316	4,534	782	27,324	23,188	4,136	79,591
60	59,028	68.9	6,687	5,937	750	33,356	27,741	5,615	85,697
平 2	60,320	63.8	8,096	7,242	854	42,256	34,972	7,284	94,480
7	62,393	64.3	9,537	8,830	707	44,115	37,942	6,173	96,971
12	69,689	67.6	9,875	9,214	661	43,340	38,447	4,893	103,154
17	73,754	70.4	10,749	10,229	520	41,727	37,372	4,355	104,732
22	77,311	72.4	10,031	9,568	463	39,456	35,011	4,445	106,736
27	79,986	74.0	11,422	10,886	536	39,538	34,957	4,581	108,102

注) 昭和45年 通学者は15歳未満を除く。

不詳を除く。

流入人口…他の都道府県(他の市区町村)に常住し、富士見市に通勤・通学する者

流出人口…富士見市から他の都道府県(他の市区町村)へ通勤・通学する者

(出典) 統計ふじみ

＜図表1-8 国勢調査による昼夜間人口比率＞

平成27年国勢調査

市区町村名	昼夜間人口比率(%)
宮城県七ヶ浜町	68.6%
大阪府豊能町	69.8%
千葉県栄町	71.1%
山梨県西桂町	71.7%
富山県舟橋村	72.5%
山形県中山町	73.0%
石川県内灘町	73.2%
神奈川県二宮町	73.3%
神奈川県川崎市 宮前区	73.4%
東京都狛江市	73.8%
埼玉県富士見市	74.0%
愛知県大治町	74.3%
神奈川県真鶴町	74.6%
茨城県利根町	74.6%
千葉県流山市	74.9%
神奈川県葉山町	75.0%
和歌山県日高町	75.1%
奈良県平群町	75.1%
埼玉県さいたま市 南区	75.3%
千葉県大網白里市	75.4%

小数点第二位以下を四捨五入

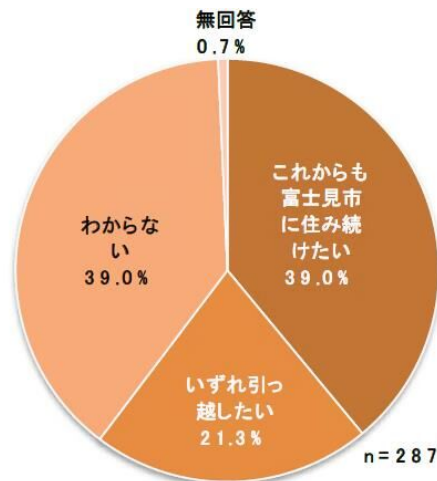
平成22年国勢調査

市区町村名	昼夜間人口比率(%)
宮城県七ヶ浜町	65.0%
大阪府豊能町	65.8%
千葉県栄町	69.2%
茨城県利根町	70.0%
山形県中山町	72.3%
奈良県平群町	72.4%
埼玉県富士見市	72.4%
山梨県西桂町	72.6%
青森県階上町	73.1%
神奈川県真鶴町	73.2%
神奈川県二宮町	74.2%
神奈川県川崎市 宮前区	74.3%
千葉県大網白里町	74.5%
千葉県流山市	74.6%
山形県山辺町	74.8%
長崎県長与町	74.9%
東京都狛江市	74.9%
石川県内灘町	75.0%
神奈川県葉山町	75.0%
長野県松川村	75.1%

小数点第二位以下を四捨五入

(出典) 「平成22年、平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)を加工して作成

＜図表1-9 転入者の富士見市への定住意識＞



(出典) 富士見市人口ビジョン (令和2年5月)

＜図表1-10 引っ越しをする理由 (転入者・転出者)＞

＜転入者調査＞ n=61 富士見市から引っ越しを検討する理由		＜転出者調査＞ n=265 富士見市から引っ越しをするきっかけ	
1位	よりよい生活環境を求めて (32.8%)	1位	仕事の都合のため (44.5%)
2位	仕事の都合のため (23.0%)	2位	結婚のため (18.9%)
3位	親族との近居・同居のため (8.2%)	3位	住宅の都合のため (17.7%)
	住宅の都合のため (8.2%)	4位	よりよい生活環境を求めて (7.5%)
		5位	親族との近居・同居のため (4.5%)

※ 仕事の都合： 就職・転職・転勤・退職など
住宅の都合： 持家の購入・相続、賃貸住宅の住み替えなど

(出典) 富士見市人口ビジョン (令和2年5月)

(3) 本市のデジタル施策の認知度に関する調査結果

本市で現在実施しているデジタル施策のひとつに、マイナンバーカードを保有している方へ向けた住民票の写しなどのコンビニ交付がありますが、富士見市アンケートモニター調査 (Web調査、令和3年11月実施) の結果では、「マイナンバーカード (個人番号カード) を使って、マルチコピー機 (多機能端末機) が設置してある全国のコンビニエンスストアなどで、住民票の写しなどを取得できることを知っていますか」について、Web調査を実施したところ、「知っている」が207名、「知らない」が98名となり、3分の1の方が知らない結果となりました (図表1-11)。

＜図表1-11 Web調査実施結果＞

回答	回答者数	割合
知っている	207名	67.9%
知らない	98名	32.1%

(出典) 令和3年度第1回富士見市アンケートモニター調査

第4節 富士見市特有の課題

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

本市の昼夜間人口比率を踏まえると、昼間に市外へ出かける方が多いため、開庁時間中に市役所を訪れることが難しい方も多く見込まれることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しいワークスタイルや多様化するライフスタイルに対応する必要があることから、時間や場所にとらわれない行政サービスの提供が求められています。

また、本市は、65歳以上の人口が24.5%であり、富士見市人口ビジョンによれば、今後は後期高齢者数が更に増えるものと推計しており、年齢を問わず使いやすい行政サービスの提供が求められています。

(2) 災害対策

豊かな自然を有する本市では、市内に一級河川の荒川、新河岸川、柳瀬川のほか、河川等が多くあります。一方、過去には、様々な水害を経験しており、河川設備の充実や水防活動の拠点となる水防センターの整備を行うなど対策を講じてきました。

しかしながら、近年は、時間雨量100ミリを越す集中豪雨など新たな形態の災害が全国各地で発生しており、本市においても、令和元年10月の台風19号などにより大きな被害が発生しています。

このことを踏まえ、富士見市地域防災計画では、情報発信手段の確保を災害に強いまちづくりの推進施策のひとつとして位置付け、防災行政無線による情報発信に加え、SNSやスマートフォンアプリ等のデジタルによる情報発信手段の確保を行っており、今後も引き続き、様々なデジタル手段を充実させていくことが肝要です。

(3) 子育て環境

第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画では、本市の子ども・子育てに関する課題として、「情報提供の充実」を挙げています。

令和元年5月の富士見市子育て支援に関するアンケート調査の中で、子育て施策等に関する情報を「市の広報やパンフレット」、「利用している幼稚園、保育所、学校」のほか、「市ホームページ」、「LINE」や「子育て応援情報モバイルサイト『スマイルなび』」などのデジタル媒体から、今後はより多く受け取りたいという回答が寄せられています。

このことから、デジタル媒体を多く活用する子育て世帯に対しては、情報提供をはじめとした、さらなるデジタル手段の活用の充実が求められています。

(4) 行政運営の効率化

「富士見市第7次行財政改革大綱」では、柔軟で実行力のある行政運営を推進するため、これまで以上に資源（ヒト・モノ（知識・技術）・カネ）を創造・取得し、持続可能なまちづくりを行う必要があることから社会全体のデジタル化への進展に柔軟かつ迅速に対応していくとともに、時代に即した行政サービスの提供を目指していくこととしています。

そのため、より良い行政サービスの提供主体として、デジタル技術などを活用した更なる業務効率化や生産性向上などが求められています。

第2章 計画策定の目的

新型コロナウイルス感染症の対応におけるデジタル化の遅れが顕在化したことにより、政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現と本市の現状課題の克服のため、国や県の施策との整合を図りつつ、エビデンス¹⁰に基づく業務の再構築を行い、徹底した業務効率化と人的資源の最適化を図る必要があります。

また、市民の多様化するワークスタイルやライフスタイルに合わせ、デジタル技術やデータを活用し、便利で快適な質の高い行政サービスの提供を行う必要があります。

一方、デジタルで提供される様々な行政サービスが社会インフラ¹¹として浸透していくまでに時間がかかることから、全ての市民がデジタル・トランスフォーメーションの恩恵を受けることができるよう、長期的なビジョンを基に計画的なデジタル化の取組を着実に進めることが重要です。（図表2-1、図表2-2）。

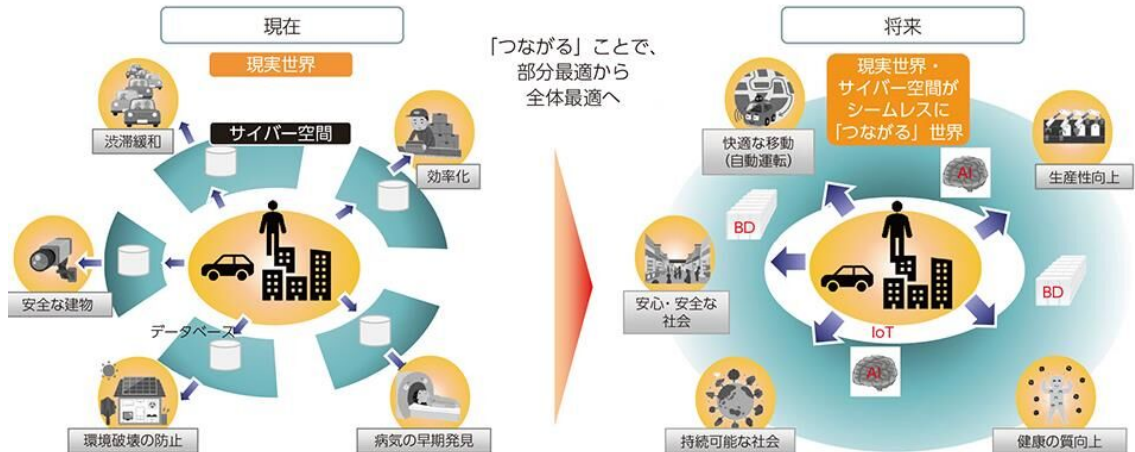
＜図表2-1 デジタル・トランスフォーメーションの3ステップ＞

これまで 短期的目標 長期的目標			
ステップ	デジタイゼーション	デジタライゼーション	デジタル・トランスフォーメーション
事例	紙で申請された申請情報をシステムに入力するなど、データとして申請情報を保存できる	市役所へ来庁することなく、マイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアで住民票等の証明書を取得するなど、行政手続のオンライン申請ができる	市役所へ来庁することなく、様々な行政情報がプッシュ型の通知などで自動通知され、必要な行政サービスを選択・利用することができる
目的	組織や業務単位で、人的・財政的な効率化を主な目的として、アナログ情報をデータに変換したり、人が行ってきた業務プロセスを情報通信技術で置き換えたりする局所的なデジタル化をすること	一定の社会を単位として、デジタルを活用した新たな価値を創り出したり、新たな仕組みを創り出したりすること	

¹⁰ 「根拠」、「証拠」、「裏付け」などのこと。

¹¹ 公共的・公益的な設備や施設、構造物などのこと。

＜図表2-2 デジタル・トランスフォーメーション＞



(出典) 我が国のICTの現状に関する調査研究報告書（平成30年3月）

「資源（ヒト・モノ（知識・技術）・カネ）の創造と活用」、「より良い行政サービスの提供」及び「ムダの削減」を取組指針とする富士見市第7次行財政改革大綱との整合を図り、積極的なICTの活用による業務の効率化と行政サービスの在り方の再検証により、市民ニーズに応える利便性の高い行政サービスを提供することができる「スマート自治体」を目指すため、本計画の目指す姿を「スマート自治体への転換」とします。

目指す姿

スマート自治体への転換

スマート自治体で私たち（市民）は何が変わるの？



第3章 計画の位置付け

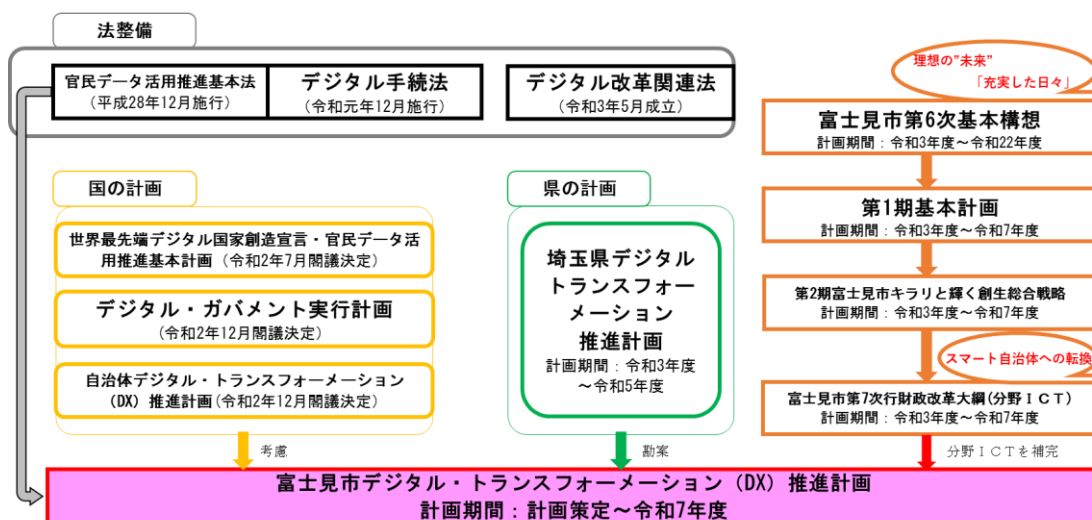
(1) 国等の各種計画との関係性

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する「市町村官民データ活用推進計画^{1 2}」として、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日閣議決定）」で示す取組事項を基に、本市が自治体DXを実現するための計画に位置付けます。また、埼玉県が策定した埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（令和3年3月）を勘案し、各取組に繋がります（図表3-1）。

(2) 本市の各種計画との関係性

「富士見市第6次基本構想」、「第1期基本計画」、「第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略」及び「富士見市第7次行財政改革大綱」を上位計画とし、「富士見市第6次基本構想」で掲げる理想の未来「充実した日々」の実現をICT分野から支援するための計画と位置付けます（図表3-1）。また、富士見市第6次基本構想等に取り込んだ持続可能な開発目標（SDGs）の基本理念「誰ひとり取り残さない」の実現に資するよう各取組を推進します。

<図表3-1 計画の位置付け>



^{1 2} 市町村は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるもの。

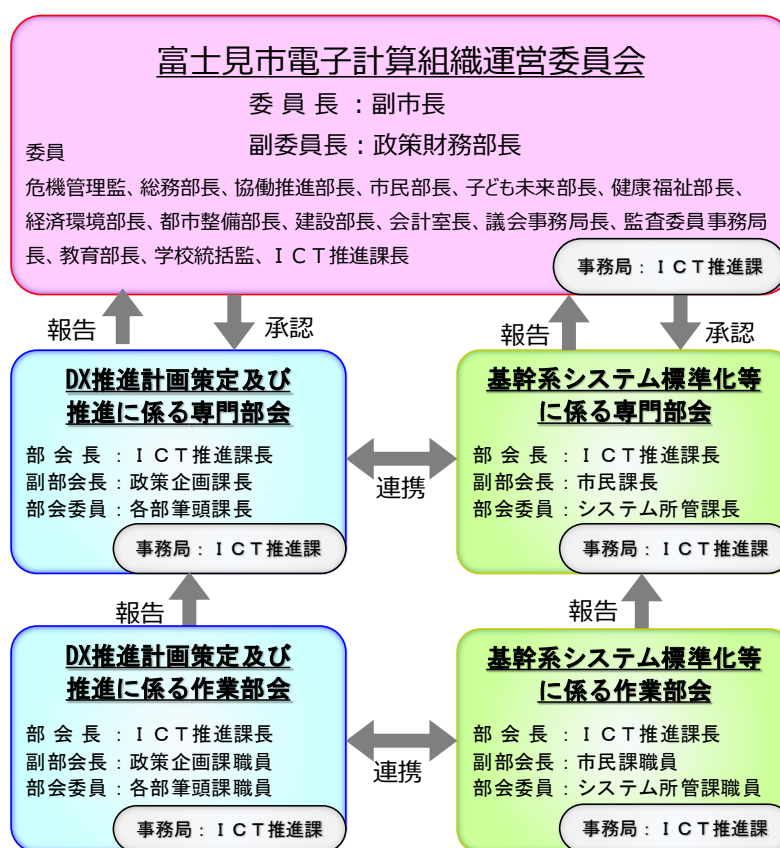
第4章 推進体制

本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を戦略的に推進するためには、全庁的な連携や協力が不可欠であるとともに、電子計算組織の効率的な運営、高度利用、システムの見直しを行うことから、全庁的な体制における協議・検討が可能な内部組織である「富士見市電子計算組織運営委員会」（以下「委員会」という。）のもとで進捗管理を行います。

また、委員会の下部組織として、DX推進計画の策定及び推進に係る部会（専門部会と作業部会）及び基幹系システムの標準化等に係る部会（専門部会と作業部会）を設置し、必要に応じて協議・検討を行います（図表4-1）。

なお、本計画の進捗管理にあたっては、PDCA¹³サイクルにより本計画の実行性を高めていきます。

＜図表4-1 推進体制＞



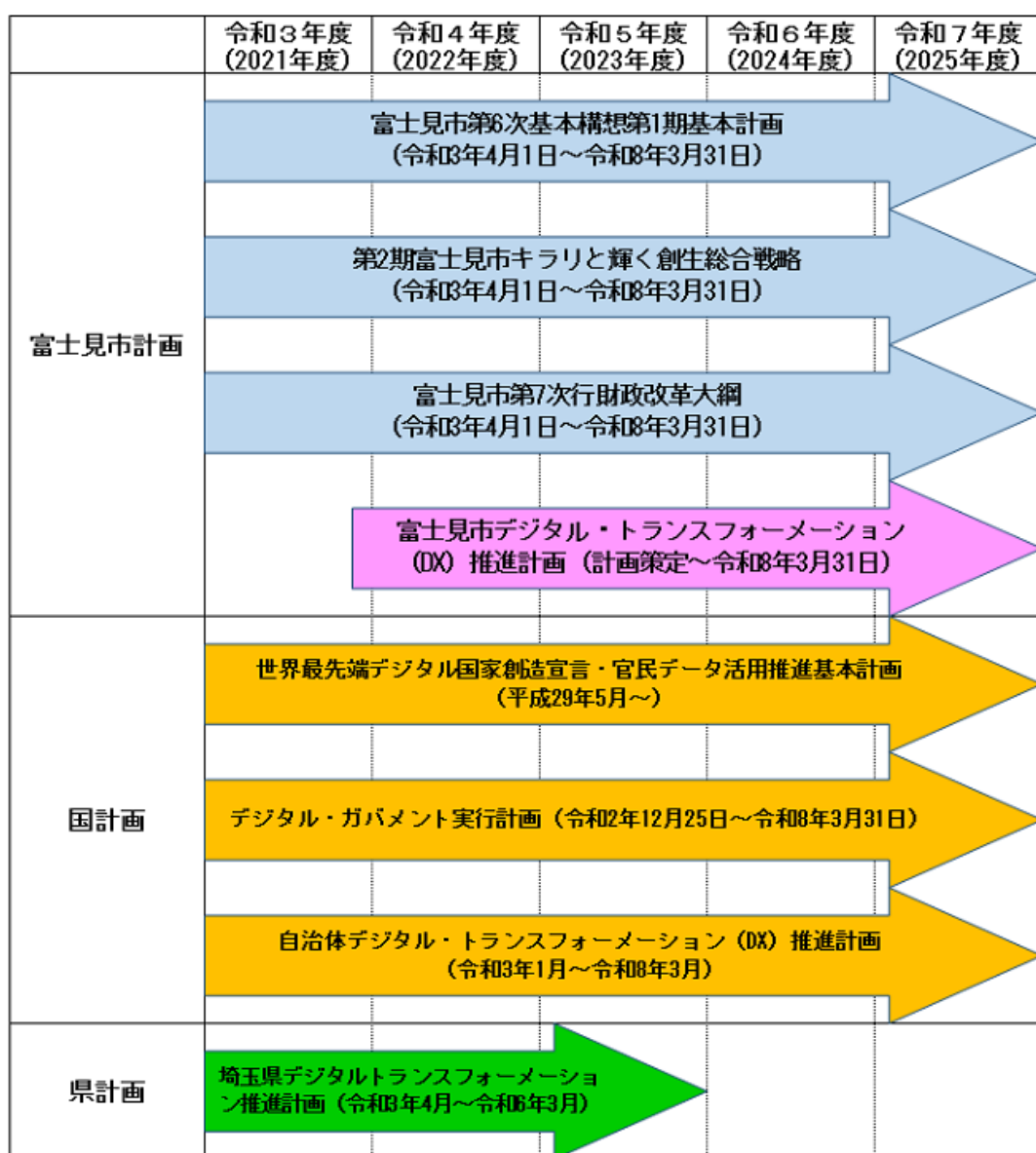
¹³ Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法のこと。

第5章 計画期間

本計画の計画期間は、「富士見市第6次基本構想第1期基本計画」、「第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略」、「富士見市第7次行財政改革大綱」（いずれも令和3年度から令和7年度まで）及び総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年1月から令和8年3月まで）を考慮し、本計画策定から令和7年度までとします（図表5-1）。

なお、情報通信技術の進化や国及び県の施策などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

＜図表5-1 計画期間＞



第6章 取組方針

本計画で目指す「スマート自治体への転換」を実現するため、本市では、「市民の多様化するワークスタイルやライフスタイルに合わせたサービスの提供」、「積極的にデジタル技術を活用した業務の効率化」及び「新たな日常へ向けデジタル技術を活用できる地域社会」に焦点を定め、次の3つを取組方針に掲げ、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の取組事項や、各業務におけるデジタル施策（取組）を展開していきます。

また、各施策（取組）の実行にあたっては、ICT推進課が中心となり、それぞれの所管課と緊密な連携、協力を図りながら、全庁的に推進していきます。

取組方針1：市民サービスの向上

パソコンやスマートフォン等で簡単・迅速に完結できるオンライン手続の推進など、「行かない市役所」の実現を図るとともに、「待たない窓口、書かない窓口」など、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスの提供を目指します。

取組方針2：行政運営の簡素化・効率化

職員の意識改革により、業務プロセスの見直しや業務改革を徹底し、情報システムのクラウド化¹⁴を見据えたシステムの見直しや円滑で安定的なシステム運用のためのベンダー¹⁵選定に取り組むとともに、デジタル技術を活用した有力なツールの利用などのデジタル化を推進することで、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

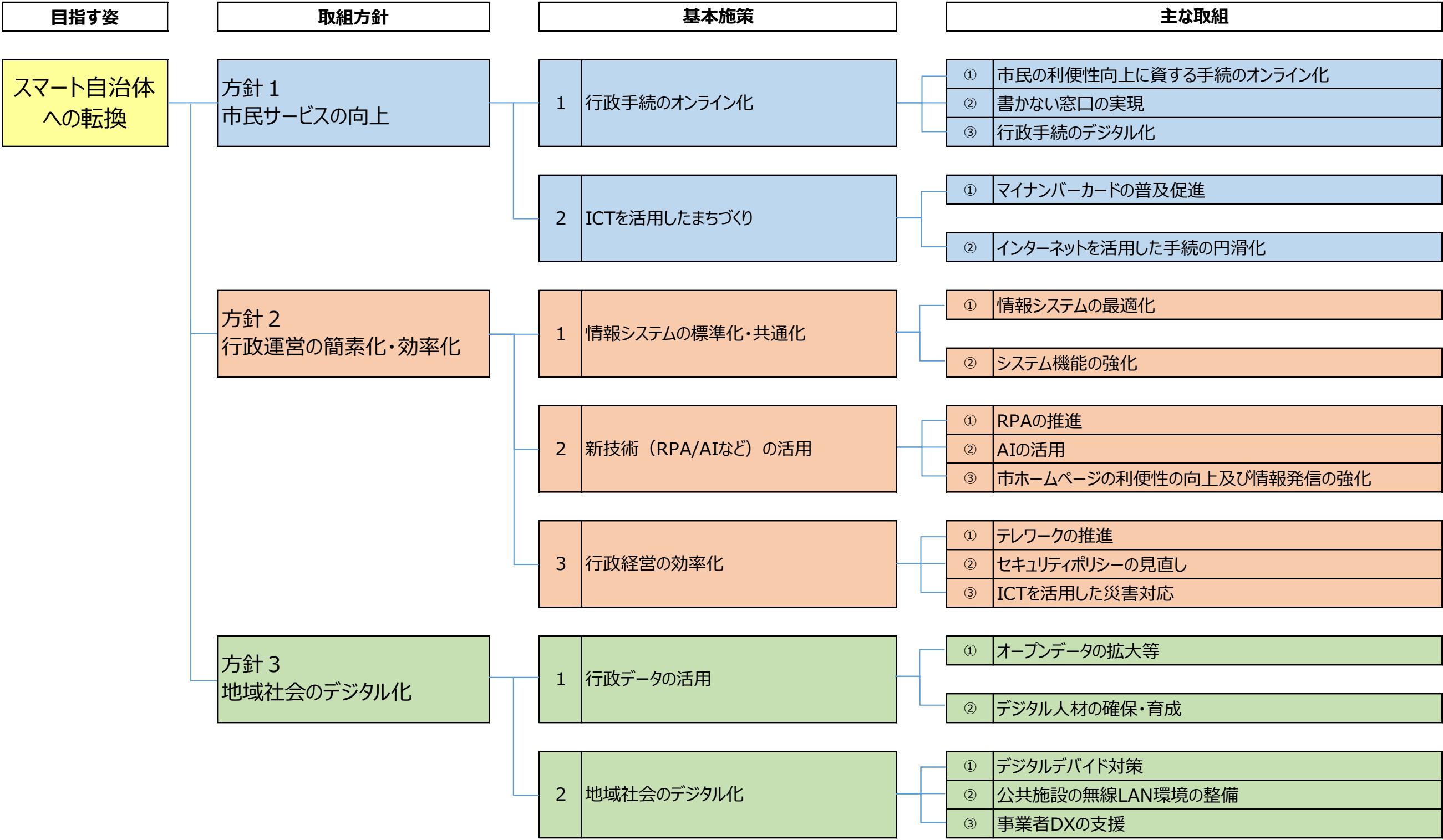
取組方針3：地域社会のデジタル化

地域の課題解決及び地域経済の活性化のために、行政保有データを活用することができる環境の整備をするとともに、地域や民間サービスにおけるデジタル化を支援し、誰もがデジタル技術を活用できる社会を目指します。

¹⁴ 市の情報システムで、庁舎内に機器を設置して運用してきたシステムを、インターネットなどのネットワークを通じて外部事業者のシステムを利用する方式（クラウドサービス）に移行すること。

¹⁵ 製品やサービスを利用者に販売する事業者のこと。

取組方針体系図



第7章 取組事項

取組方針1 市民サービスの向上

基本施策1 行政手続のオンライン化

「埼玉縣市町村電子申請・届出サービス」の利用に加え、汎用的電子申請システム（マイナポータル¹⁶の「ぴったりサービス」）の運用により、市民の多様なワークスタイルやライフスタイルに対応した行政サービスを提供するとともに、様々な行政手続のオンライン化やデジタル化を拡大するため、決済までワンストップで完了するよう、次のとおり取り組みます。

	指標	現状値	目標値
KPI ¹⁷	ぴったりサービスから電子申請可能な手続の数	—	27手続（R5）

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	市民の利便性向上に資する手続のオンライン化 自治体DX推進計画 重点取組事項
	内 容	デジタル・ガバメント実行計画において、特に国民の利便性向上に資する手続とされている子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで手続を可能にすることを目指します。 また、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針を踏まえ、地方公共団体が優先的にオンライン化すべき手続とされている55手続など、処理件数が多い手続やライフイベントに際し多数存在する手続のオンライン化を図ります。
②	取組名	書かない窓口の実現
	内 容	窓口での各種申請で申請者情報の一部を自動で記載することができるシステムなど、書かない窓口を実現することにより、滞在時間の短縮や窓口の混雑解消などを図ります。
③	取組名	行政手続のデジタル化
	内 容	多様なキャッシュレス決済手段の急速な普及を踏まえ、スマートフォン等の利用によりワンストップで決済まで完了できる収納ツールの拡大など、行政手続のデジタル化を図ります。

¹⁶ 国が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでき、行政機関からのお知らせを受けとれる自分専用のサイトのこと。

¹⁷ KPI（Key Performance Indicator）：数値目標の達成のために重要となる施策の目標値。

基本施策2 ICTを活用したまちづくり

オンラインで確実に本人確認ができる公的個人認証など、デジタル社会の基盤となる技術を用いた利便性の高いサービスを身近に感じることができるようにするため、次のとおり取り組みます。

	指標	現状値	目標値
KPI	マイナンバーカード交付率	38.4% ¹⁸	100.0% (R4～R7)

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	マイナンバーカードの普及促進 自治体 DX 推進計画 重点取組事項
	内 容	国や地方公共団体情報システム機構と連携を取りながら、オンライン申請や出張申請などの受付機会の十分な確保を目指します。また、臨時交付窓口や土日開庁交付の実施を取り入れつつ、着実な交付体制を整備し、マイナンバーカードの更なる普及促進を全庁的に取り組みます。更には、マイナンバーカードに市独自の付加価値を加えることで、取得を加速できるよう、更なる利活用策を提供していくことを目指します。
②	取組名	インターネットを活用した手続の円滑化
	内 容	マイナンバーカードの申請手続を簡略化できるインターネット申請ツールの導入など、市役所や出張所等でマイナンバーカードを申請する環境やこれまでの電話予約対応に加え、いつでもどこからでもマイナンバーカードの交付などの予約を行うことができる環境を整備し、申請者の滞在時間の短縮、3密回避など、申請・交付業務の円滑化を図ります。

¹⁸ 令和4年1月末現在の数値。

取組方針2 行政運営の簡素化・効率化

基本施策1 情報システムの標準化・共通化

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、システムの更新時期である令和6年度に、国が整備するクラウド基盤「（仮称）Gov-Cloud」に構築されたシステムへ移行することを想定し、次のとおり取り組みます。

KPI	指標	現状値	目標値
	標準化・共通化する業務数	—	20業務 ¹⁹ (R7)

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	情報システムの最適化 自治体 DX 推進計画 重点取組事項
	内 容	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月1日に施行され、標準化基準に適合したシステムの利用とともに、国が整備するクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされました。このため、システムの次期更新時である令和6年度にクラウド導入を行うことを想定し、全庁的な体制のもと導入にあたっての課題整理・検討などを推進します。 また、情報システムの標準化・共通化の更新及び情報システムの導入にあっては、システム連携のトラブルを解消するため、可能な限り単一ベンダーによる運用を目指します。
②	取組名	システム機能の強化
	内 容	システムの次期更新時である令和6年度にクラウド導入を想定した課題整理・検討などに合わせ、次期システム導入後の事務をこれまで以上に効率化するため、他機関と情報をやり取りすることのできる情報連携機能を強化し、一括照会や照会結果の取込作業の効率化を目指します。

¹⁹ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

基本施策2 新技術（RPA²⁰／AI²¹など）の活用

今後の人口減少社会を見据え、新技術の柔軟な活用により、働き方の改革や希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向け、業務の在り方そのものを刷新することが必要であるため、次のとおり取り組みます。

	指標	現状値	目標値
KPI	RPAを活用した業務数	3業務	7業務（R7）

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	RPAの推進 自治体DX推進計画 重点取組事項
	内 容	RPAによる業務効率化の効果を最大限に高めるため、業務プロセスの見直しやシステム化の検討に加え、情報システム標準化・共通化による影響を踏まえ、推進します。
②	取組名	AIの活用 自治体DX推進計画 重点取組事項
	内 容	共働きが増え入所希望が増加している保育所の入所について、AIによる選考マッチングにより、複雑な入所選考基準に基づいた優先順位付けや兄弟同時入所希望など、様々な要望を踏まえた選考の円滑化を図るなど、AIを活用した取組を推進します。
③	取組名	市ホームページの利便性の向上及び情報発信の強化
	内 容	市ホームページの更新に合わせ、PRサイトの強化、市ホームページでの問合せに対応可能なAI搭載のチャットボットシステムやSNS連携機能などにより、時間や場所を気にせず、待ち時間もなく問合せができ、欲しい情報がいつでも容易に得られる環境の整備を推進します。

²⁰ RPA（Robotic Process Automation）：ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。

²¹ AI（Artificial Intelligence）：人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

基本施策3 行政経営の効率化

ペーパーレス化を推進するとともに、デジタル技術により置き換え可能な行政活動を洗い出すなど、更なるデジタル化に向けてBPR^{2 2}を推進していくことに加え、サイバー攻撃等へのセキュリティ対策の徹底を図るため、次のとおり取り組みます。

KPI	指標	現状値	目標値
	ICTによる印刷物の削減	—	253万枚/年（R7）

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	テレワークの推進 自治体DX推進計画 重点取組事項
	内 容	テレワークの推進による効果・影響を検証した上で、感染症対策などのリスク管理や生産性の向上、多様な働き方の実現など、ニューノーマルの時代におけるテレワーク推進の目的を明確化し、本市における適切なテレワーク環境の整備を目指します。
②	取組名	セキュリティポリシー ^{2 3} の見直し 自治体DX推進計画 重点取組事項
	内 容	国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改正を踏まえ、富士見市セキュリティポリシーを見直し、今後のデジタル・トランスフォーメーションの推進へ向け、適切なセキュリティ対策を目指します。
③	取組名	ICTを活用した災害対応
	内 容	災害時における対応を迅速かつ的確に行い、市民の生命財産を守るため、タブレットや各種システム等のICT機器や技術を活用した災害対応体制の構築を目指します。

^{2 2} BPR（Business Process Re-engineering）：市の既存の業務構造について、抜本的に見直し、業務の流れ（ビジネスプロセス）を最適化する観点から再構築すること。

^{2 3} 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

取組方針3 地域社会のデジタル化

基本施策1 行政データの活用

オープンデータ²⁴を活用したアプリ等の提供や地域のデジタル化を支えるデジタル人材の確保・育成など、行政データを地域課題の解決に繋げるため、次のとおり取り組みます。

KPI	指標	現状値	目標値
	アプリ等のサービス利用者数	12,143人（R2）	20,238人（R7）

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	オープンデータの拡大等
	内 容	国が策定した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」における「推奨データセット」等を考慮し、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進するとともに、市民と行政が相互にデータを活用し、地域の課題解決及び地域経済の活性化を図ります。
②	取組名	デジタル人材の確保・育成
	内 容	情報処理技術者試験合格者等のデジタル人材の確保に努めるとともに、時代の変化に対応できる職員及びデジタル人材育成のための職員向け研修を実施します。

²⁴ 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民が誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。

基本施策2 地域社会のデジタル化

デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、市民及び事業者がデジタル社会の恩恵を実感できるようにするため、次のとおり取り組みます。

	指標	現状値	目標値
KPI	公共施設への公衆無線LANの設置数	7施設	13施設（R7）

【主な取組】

番号	取組名及び内容	
①	取組名	デジタルデバйд対策
	内 容	デジタル活用支援員 ²⁵ との連携を図りながら、各公民館等でスマホ教室等を実施するなど、全ての市民が、デジタル化の恩恵を感じることができる環境を目指します。
②	取組名	公共施設の無線LAN環境の整備
	内 容	公共施設の無線LAN環境については、災害発生時等の有事における情報伝達手段の確保（公衆無線LAN）や、身近な地域におけるデジタル機器を使用した学習機会の確保を目的とすることを優先し、その後拡充します。
③	取組名	事業者DXの支援
	内 容	市内事業者のデジタル・トランスフォーメーション化事業など、事業者が行うデジタル化を支援します。

²⁵ 住民に身近な場所で高齢者などから ICT 機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行ったりする人のこと。

第8章 資料

1. 策定過程

①富士見市電子計算組織運営委員会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和3年10月14日（木）	（仮称）富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定について
第2回	令和4年1月7日（金）	富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（素案）等について 今後のスケジュールについて
第3回	令和4年3月22日（火）	富士見市自治体情報システムの標準化・共通化業務について
第4回	令和4年3月25日（金）	富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）に対する意見募集の結果について

②DX推進計画策定及び推進に係る専門部会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和3年10月21日（木）	（仮称）富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定について
第2回	令和3年12月21日（火）	富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（素案）等について

③DX推進計画策定及び推進に係る作業部会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和3年10月21日（木）	（仮称）富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の策定について
第2回	令和3年12月17日（金）	富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（素案）等について

2. 富士見市電子計算組織運営委員会要綱／昭和60年7月19日決裁

○富士見市電子計算組織運営委員会要綱		昭和60年7月19日 決裁
（趣旨）		
第1条 この要綱は、富士見市電子計算組織管理運営規程（昭和60年訓令第10号）第23条の規定に基づき、富士見市電子計算組織運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。		
（所掌事項）		
第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。		
（1）電子計算組織の効率的な運営、高度利用並びにシステムの見直し及び調査研究に関すること。		

- (2) 情報セキュリティに係る重要な事項に関すること。
- (3) 富士見市情報セキュリティポリシーの改定に関すること。
- (4) その他電子計算組織の運営に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故その他やむを得ない事由があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会等)

第6条 委員長は、必要に応じ専門部会及び作業部会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長はICT推進課長の職にある者とし、副部会長及び部会委員は、部会長の指名する者をもって充てる。

(部会長の職務等)

第7条 部会長は、専門部会等を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故その他やむを得ない事由があるときは、その職務を代理する。

(専門部会等の会議)

第8条 専門部会等の会議は、部会長が招集し、部会長はその議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(招集の特例)

第9条 委員長又は部会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンライン」という。）により、委員会又は専門部会等（以下「委員会等」という。）を招集することができる。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会等の招集場所へ集まることが困難と判断される実情がある場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会等の招集場所への参集が困難な者からオンラインを活用した委員会等の招集の求めがある場合

(庶務)

第10条 委員会等の庶務は、政策財務部ICT推進課において処理する。

(委任)	
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	
附 則（令和３年９月２４日） この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。	
別表（第３条関係）	
委員長	副市長
副委員長	政策財務部長
委員	危機管理監
委員	総務部長
委員	協働推進部長
委員	市民部長
委員	子ども未来部長
委員	健康福祉部長
委員	経済環境部長
委員	都市整備部長
委員	建設部長
委員	会計管理者
委員	議会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	教育部長
委員	学校統括監
委員	ICT推進課長

3. DX推進計画策定及び推進に係る専門部会

※行政組織順

役 職	所属長
部会長	ICT推進課長
副部会長	政策企画課長
委員	危機管理課長
委員	総務課長
委員	協働推進課長
委員	市民課長
委員	子育て支援課長
委員	福祉政策課長
委員	産業経済課長
委員	都市計画課長

委員	道路治水課長
委員	教育政策課長

4. DX推進計画策定及び推進に係る作業部会

※行政組織順

役 職	所 属
部会長	ICT推進課
副部会長	政策企画課
委員	危機管理課
委員	総務課
委員	協働推進課
委員	市民課
委員	子育て支援課
委員	福祉政策課
委員	産業経済課
委員	都市計画課
委員	道路治水課
委員	教育政策課

5. 基幹系システムの標準化等に係る専門部会

※行政組織順

役 職	所属長
部会長	ICT推進課長
副部会長	市民課長
委員	危機管理課長
委員	総務課長
委員	政策企画課長
委員	保険年金課長
委員	税務課長
委員	収税課長
委員	子育て支援課長
委員	保育課長
委員	子ども未来応援センター所長
委員	福祉政策課長
委員	高齢者福祉課長
委員	障がい福祉課長
委員	健康増進センター所長
委員	学校教育課長

6. 基幹系システムの標準化等に係る作業部会

※行政組織順

役 職	所 属
部会長	ICT推進課
副部会長	市民課
委員	危機管理課
委員	総務課
委員	政策企画課
委員	保険年金課
委員	税務課
委員	収税課
委員	子育て支援課
委員	保育課
委員	子ども未来応援センター
委員	福祉政策課
委員	高齢者福祉課
委員	障がい福祉課
委員	健康増進センター
委員	学校教育課

富士見市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

令和４年（２０２２年）発行

発行 富士見市

〒354-8511 富士見市大字鶴馬１８００番地の１

TEL:049-251-2711(代表)

URL:<https://www.city.fujimi.saitama.jp>

編集 政策財務部 ICT推進課